

秋田おばこ農業協同組合

農産物検査業務規程

第 1 章 総 則

(総 則)

第 1 条 秋田おばこ農業協同組合（以下「組合」という。）が行う農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第2条第5項の登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）として行う同条第1項の農産物検査（以下「農産物検査」という。）に関しては、この規程に定めるところによる。

(農産物検査の方針)

第 2 条 組合が行う農産物検査の方針は、次のとおりとし、すべての活動はこの方針に基づいて行うものとする。

- ① 農産物検査は公平、公正、迅速に行う。
- ② 農産物検査の信頼性確保のため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。
- ③ 農産物検査の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響を排除する。
- ④ 農産物検査制度の適正な運営に寄与する。

(法的地位及び責任)

第 3 条 組合は、定款の定めるところにより、法に基づく登録検査機関として農産物検査を行うものとする。

2 組合は、登録検査機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、組合が行うすべての農産物検査に責任を負うものとする。

第 2 章 農産物検査を行う時間及び休日

(始業及び終業時刻)

第 4 条 農産物検査を行う時間は、8時30分から17時30分までとする。(休憩時間は12時00分から13時00分まで。)

2 前項の時刻は職員の全部又は一部につき、季節若しくはその他の事由によって、変更することができる。

(休 日)

第 5 条 休日は次のとおりとする。

- ① 土曜日及び日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日

- ③ 年末・年始（12月31日から1月3日まで）
 - ④ その他組合が特に必要と認めた日
- 2 前項の休日は、職員の全部又は一部につき、季節若しくはその他の事由によって変更することができる。

第 3 章 農産物検査を行う農産物の種類、区域等

（農産物検査を行う農産物の種類）

第 6 条 組合は、国内産のもみ、玄米、小麦、大豆、そばについて検査を行う。

（農産物検査の登録の区分）

第 7 条 組合は、法第 2 条第 3 項の品位等検査を行う。

（農産物検査を行う区域）

第 8 条 組合が品位等検査を行う区域は、秋田県とする。

（農産物検査の請求の受付場所）

第 9 条 組合の農産物検査請求の受付場所は、別紙 1 のとおりとする。

（農産物検査を行う場所等及び農産物検査員の配置）

第 10 条 農産物検査を行う場所（以下「検査場所」という。）を管轄し、法第 25 条の帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所、検査場所及び各検査場所に配置される法第 17 条第 2 項第 1 号の農産物検査員（以下「農産物検査員」という。）の数は、別紙 2 のとおりとする。

第 4 章 農産物検査の業務の実施

（農産物検査を行う者）

第 11 条 農産物検査は、第 26 条第 1 項の規定により検査場所において組合長が任命した農産物検査員が行う。

2 農産物検査員は、自ら指示することにより農産物検査実施業務のうち、次に掲げる業務を補助者に行わせることができるものとする。

- ① 検査試料の採取業務
- ② 量目検査における計量業務
- ③ 農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号。以下「規則」という。）第 10 条第 3 項の検査証明の押印業務

（農産物検査の請求の受理）

第 12 条 組合は、農産物検査の請求をしようとする者（以下「検査請求者」という。）から

別紙様式による農産物検査に係る検査請求書（以下「検査請求書」という。）が提出されたときは、これを受理し、検査請求受付簿へ整理の上、農産物検査を行うものとする。

- 2 組合は、農産物検査に当たってはあらかじめ検査計画を策定するとともに検査請求の受理にあたっては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が生産者に係る品位等検査の請求を行う場合にあっては、検査請求者からの品位等検査の検査請求に係る事務等を委任する旨の署名捺印のある文書があること又は、検査請求者と代理人との間で、すでにその旨の署名捺印をした文書がある場合にあっては、その文書をもって委任がなされていることを確認するものとする。
- 3 組合は、特別な理由がない限り、検査請求を拒否することはできないものとし、拒否する場合は、その理由を請求者に説明するものとする。
- 4 第1項の検査請求書及び検査請求受付簿は、3年間保存するものとする。

（農産物検査の受付の条件）

第13条 組合は、次に掲げる場合を除き、農産物検査員があらかじめ量目、荷造り及び包装についての規格に相当すると認めた農産物（包装されていないものにあつては、100キログラム以上に限る。）でなければ、農産物検査を行わない。なお、飼料用玄米及び米粉用米にあつては、1キログラム以上のものに限る。

- ① 量目についての条件を欠く米穀について、法第5条第2項（法第34条第3項において準用する場合を含む）の品位等検査を受ける場合（売買取引業者（期間経過米）の検査）
 - ② 法第15条第2項の品位等検査を受ける場合（検査が失効したものの検査）
- 2 「農産物検査に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）Iの第2の1の（2）に規定する米穀の産地品種銘柄の選択銘柄は、次のとおりとする。

（水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米）

道府県	品種
秋田県	淡雪こまち、きんのめぐみ、金のいぶき、キヨニシキ、コシヒカリ、ササニシキ、たかねみのり、ミルキークイーン、はえぬき、萌えみのり、ゆめおぼこ、亀の尾4号、秋田63号、秋のきらめき、つぶぞろい、ちほみのり、つくばSD1号、つくばSD2号、サキホコレ

（水稻もちもみ及び水稻もち玄米）

道府県	品種
秋田県	朝紫、こがねもち、夕やけもち、ときめきもち

（醸造用玄米）

道府県	品種
秋田県	改良信交、美郷錦

なお、上記事項を設定（変更含む。）した場合、速やかにホームページに掲載するとともに、

秋田県知事に報告するものとする。

(受検のための準備)

第14条 組合は、検査請求者から検査請求書が提出されたときは、農産物検査を円滑かつ効率的に行う観点から、検査請求者に対して、次に掲げる受検のための準備を求めるものとする。

- ① 受検品に関する情報の提示（品種別作付面積等）
- ② 受検ロット編成時に必要な荷役労働力の提供等
- ③ 規則第10条第3項の様式の添付及び生産者記入欄の記載

(検査試料の採取)

第15条 検査試料の採取は、農林水産大臣が定める標準抽出方法に従って行うものとする。
(農産物検査の業務の実施方法)

第16条 農産物検査員は、検査場所の環境が第34条第2項の環境点検により適切に維持・管理されていることを確認した上で、規則第16条に規定する機械器具及びその他の設備（第34条において、「機械器具等」という。）を用い、農林水産大臣が定める鑑定方法及び標準計測方法に定めるところにより、検査を適正かつ円滑に行うものとする。

(検査証明)

第17条 検査証明は、法第13条第1項及び規則第10条の規定に従って行うものとする。なお、農産物検査員は検査証明書の発行を行ったフレコンに封印を求められた場合、フレコンの注入口のしぼりひもに封緘紙で封印を行う。

(農産物検査の結果の通知)

第18条 農産物検査員は、農産物検査の実施後速やかに検査証明書を請求者に通知するものとする。なお、農産物検査員は、別紙様式3-1から3-4により農産物検査の実施後速やかに検査結果を請求者に通知するものとする。

(帳簿の作成及び保存)

第19条 組合は、検査請求者別検査台帳を作成し、5年間保存するものとする。帳簿については電子記録媒体に記録した電磁的記録として保存することができるものとする。

第5章 農産物検査手数料等

(検査手数料)

第20条 組合が行う品位等検査に係る検査手数料の額は、農産物の種類、量目、単位により別紙4の額とする。

(検査手数料の収納方法)

第21条 検査手数料は、現金または口座引き落としにより収納する。また、販売代金（仮渡金等）から収納することができる。

- 2 収納した検査手数料は、特別な事由がない限り、返還しないものとする。
(費用の負担等)

第22条 組合は、検査請求者に対して、検査試料の無償提供、農産物検査を行うために必要な農産物の積替え、運搬、開装又は改装に要する費用を要求するものとする。

第 6 章 農産物検査を行う組織

(組 織)

第23条 組合の農産物検査を行う組織は、農産物検査組織規程のとおりとする。
(組合長の責任)

第24条 組合長は、農産物検査に係る経営資源の確保、運営方針の策定、農産物検査の実施及び農産物検査の監督について責任を負うものとする。
(組合長の権限の委譲)

第25条 組合長は、その責任において、職制規程に基づき農産物の検査実施及び監督に係る権限を代理の者に委譲できるものとする。
(農産物検査員の任命)

第26条 組合長は、組合に所属し、規則第15条第1項の農林水産大臣が作成する名簿に登録された者を農産物検査員として任命する。

- 2 組合長は、前項の任命に際して、農産物検査員に対し法若しくは法に基づく命令の規定を遵守する旨の宣誓書を求めるものとする。

- 3 組合長は、前項で任命した農産物検査員の中から指導的農産物検査員を任命する。
(農産物検査員の職務)

第27条 農産物検査員の職務は、検査のための試料の採取、試料の検査、法第13条第1項の検査証明に係る業務とする。

- 2 農産物検査員は、組合長及び職制規程により定められた上司の命令に従い、公正かつ誠実に職務を行うものとする。
- 3 農産物検査員は、適確な農産物検査を行うため、検査技術等の維持・向上に努めるものとし、このため組合長が指定する研修を受講しなければならない。
- 4 農産物検査員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益に使用してはならない。

第 7 章 検査の公正な実施のために必要な事項

(農産物検査員の教育及び訓練)

第28条 組合長は、検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練を行うものとする。

(内部監査)

第29条 組合長は、農産物検査に係る事務所及び農産物検査員に対する内部監査を定期的
に実施するものとする。

2 内部監査の手順は、別途定める内部監査規程による。

(不適切な行為の防止等)

第30条 組合長は、関係法令及び関係通達に抵触する等農産物検査の業務の実施主体である登録検査機関として、不適切な行為の予防に努めなければならない。

2 組合長は、不適切な行為を発見したときは直ちにこれを是正するとともに、速やかに秋田県知事に不適切な行為があった事実及び是正のために講じた措置を報告しなければならない。

(知事または、国による調査の受け入れ)

第31条 組合は、知事または、国による調査があったときは、これを受け入れ協力するものとする。

(指導的農産物検査員の役割)

第32条 組合は、秋田県知事または、国が主催する会議等への参加要請があったときには、要請内容に応じて職員又は指導的農産物検査員を参加させるものとする。

2 指導的農産物検査員は、第28条で定める検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練で組合長を補佐する。

(異議申立て、苦情及び紛争の処理)

第33条 組合は、検査請求者又はその他から持ち込まれる異議申し立て、苦情又は紛争について、誠意をもって適切に処理するものとする。

(機械器具等及び検査場所点検)

第34条 組合は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、毎年度機械器具等の保守点検を実施するものとする。なお、秤については計量法(平成4年法律第51号)に基づき保守点検を実施することを基本とし、狭間の年は、自主点検を行い記録する。

2 組合は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、次の各号に掲げる場合に依りて、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認した上で農産物検査を実施するものとする。なお、環境が適切に維持されていることを確認した者は、環境点検実施状況確認簿(別紙様式)を作成し、確認日及び確認者を記録及び保管しておくこととする。

① 組合が所有する施設(CEや倉庫等)を検査場所として使用する場合

施設の担当部署が環境点検を定期的
に実施することによって、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認する。

ただし、組合が所有する施設が、食品安全や衛生管理に関する第三者認証を受けて

いるなど適切に管理されていることが明確である場合は、そのことを証明する書類をもって、環境点検を省略することができる。

- ② 組合が、第三者との間での賃貸借契約を結ぶまたは承諾を得ることによって使用する場所（生産者の庭先等）を検査場所とする場合

農産物検査を実施するごとに、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認する。

（等級証印及び農産物検査員の認印の管理）

第35条 組合は、等級証印及び農産物検査員の認印を適切に管理するため、「農産物検査用等級証印・検査員認印取扱要領」を定めて管理することとする。

- 2 農産物検査員の認印は、検査結果の証明以外に、第12条で定める検査請求書の受理、第18条で定める検査結果通知票の作成、また、検査結果通知票の控え及び第20条で定める検査手数料の領収印並びに包装容器の年産訂正についても押印する。

- 3 組合の認印に使用する登録検査機関の略称は「秋田県JA秋田おばこ」とする。

（等級証印及び農産物検査員の認印の不正使用等）

第36条 組合の役職員は、等級証印及び農産物検査員の認印の不正使用を発見したときは、直ちに組合長に報告するものとする。

- 2 組合長は、前項の報告があった場合には、速やかに秋田県知事に報告する等適切な措置を講ずるとともに、東北農政局長または、秋田県知事の要請による調査等に協力するものとする。

（農産物検査の結果の報告）

第37条 組合長は、法又は法に基づく命令の定めるところにより、秋田県知事へ必要な報告を遅延なく提出するものとする。

（その他）

第38条 この規程に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、別に組合長が定めるものとする。

（改正及び廃止）

第39条 この規程の改正及び廃止は、理事会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成13年4月24日から施行する

この規程の改正は、平成15年8月21日から施行する。

この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。

この規程の平成16年7月22日一部改正分は、平成16年4月1日から施行する

この規程の平成17年8月24日一部改正分は、平成17年8月1日から施行する。

この規程の平成18年7月24日一部改正分は、平成18年8月1日から施行する。

- この規程の改正は、平成19年2月16日から施行する。
- この規程の改正は、平成19年3月1日から施行する。
- この規程の平成19年6月22日改正分は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程の平成21年6月24日改正分は、平成21年7月24日から施行する。
- この規程の平成22年5月31日改正分は、平成22年6月1日から施行する。
- この規程の改正は、平成22年9月29日から施行する。
- この規程の改正は、平成23年1月24日から施行する。
- この規程の改正は、平成23年8月25日から施行する。
- この規程の改正は、平成23年9月13日から施行する。
- この規程の改正は、平成23年9月29日から施行する。
- この規程の改正は、平成24年4月30日から施行する。
- この規程の改正は、平成25年6月26日から施行する。
- この規程の改正は、平成25年9月13日から施行する。
- この規程の改正は、平成26年3月26日から施行する。
- この規程の改正は、平成26年8月28日から施行する。
- この規程の改正は、平成26年9月30日から施行する。
- この規程の改正は、平成27年8月31日から施行する。
- この規程の改正は、平成27年9月11日から施行する。
- この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程の改正は、平成28年5月31日から施行する。
- この規程の改正は、平成28年6月28日から施行する。
- この規程の改正は、平成28年8月25日から施行する。
- この規程の改正は、平成29年7月28日から施行する。
- この規程の改正は、平成29年9月8日から施行する。
- この規程の改正は、平成30年3月27日から施行する。
- この規程の改正は、平成30年4月26日から施行する。
- この規程の改正は、平成30年7月31日から施行する。
- この規程の改正は、平成31年3月1日から施行する。
- この規程の改正は、令和元年7月30日から施行する。
- この規程の改正は、令和2年7月31日から施行する。
- この規程の改正は、令和3年4月30日から施行する。ただし、令和3年4月1日から適用する。
- この規程の改正は、令和3年6月28日から施行する。

別 紙 1

検査請求書の受付場所

名称	所在地
総合本部 米穀課	秋田県大仙市佐野町5番5号
大仙市中央営農センター	秋田県大仙市大曲日の出町二丁目5番10号
大仙市西部営農センター	秋田県大仙市刈和野字愛宕下157番地4
美郷町営農センター	秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙1番地の10
大仙市東部営農センター	秋田県大仙市太田町太田字新田田尻3番地の13
仙北市営農センター	秋田県仙北市田沢湖神代字街道南100番地の20

* 検査の受付場所として、総合本部・各営農センターの事務所を指定し、受検者の利便に資することとする。

別紙 2

検査場所を管轄する事務所及び検査場所・検査員数

事務所		検査場所		検査員数 (名以上)
名称	所在地	名称	所在地	
大仙市中央営農センター	大仙市大曲日の出町二丁目5番10号	おばこライス・大豆センター	大仙市四ツ屋字切上10番地	1
		大曲角間川	大仙市角間川町字町頭172.173番地	1
		大曲常保寺	大仙市花館字上殿屋敷24番地の1	1
		大曲内小友	大仙市内小友字仙北屋54番地の3	1
		大曲常保寺バラ	大仙市花館字上殿屋敷53	1
大仙市西部営農センター	大仙市刈和野字愛宕下157番地の4	協和船岡	大仙市協和船岡字津野295番地	1
		協和荒川	大仙市協和境字野田12	1
		協和下淀川	大仙市協和下淀川字小林96.97番地	1
		たねっこライスセンター	大仙市協和小種字鏡台109-1	1
		はちまんの里	大仙市協和下淀川新屋敷34番地	1
		強首大巻	大仙市大巻字宅地18番地の5	1
		刈和野低温	大仙市北野日字三条川原66番地	1
		土川準低	大仙市土川字上野141番地	1
		土川低温	大仙市土川字日渡花立野2-2番地	1
		土川常温	大仙市土川字上野139番地	1
		強首CE	大仙市強首字二ツ橋133	1
		神岡神宮寺駅前	大仙市神宮寺字本郷野23番地	1
		神岡神宮寺	大仙市神宮寺字本郷野121番地	1
		神岡CE	大仙市北檜岡字上龍蔵台191番地の1	1
		オンワードエース社	大仙市神宮寺字大浦前36	1
		南外小出	大仙市南外字小出476番地の5	1
		南外高野	大仙市南外字赤平台野66番地の8	1
南外小友	大仙市南外字広表5-1	1		
南外CE	大仙市南外字梨田444番地の1	1		
大仙市東部営農センター	大仙市太田町太田字新田田尻3番地の13	仙北麻生田	大仙市高梨字麻生田21番地	1
		仙北福田	大仙市福田字穴沢14番地	1
		仙北低温	大仙市私田字下川原19番地の1	1
		仙北高梨CE	大仙市高梨字麻生田121番地	1
		仙北種子センター	大仙市板見内字穴沢2-1	1
美郷町営農センター	仙北郡美郷町土崎字上野乙1番地の10	千畑本庫	仙北郡美郷町土崎字上野乙1番地の10	1
		千畑CE脇	仙北郡美郷町土崎字上野乙1番地の19	1
		千畑低温	仙北郡美郷町土崎字上野乙18番地の1	1
		千畑CE	仙北郡美郷町土崎字上野乙1番地の15	1
大仙市東部営農センター	大仙市太田町太田字新田田尻3番地の13	中仙長野	大仙市長野字柳田50番地	1
		中仙豊川	大仙市豊川字街道添11番地の2	1
		中仙豊岡	大仙市豊岡字上野14番地の3	1
		中仙CE	大仙市北長野字蓬田102番地の3	1
		中仙さくらファーム	仙北市角館町藪田南釣田100-2	1
		アグリサービス中仙	大仙市鎌見内字石持66番地	1
		太田中央	大仙市太田町太田字新田田尻3番地の13	1
		太田低温	大仙市太田町太田字新田田尻3番地の18	1
		太田東	大仙市太田町倉内字高野339番地	1
		太田CE	大仙市太田町太田字新田田尻94.95番地	1
仙北市営農センター	仙北市田沢湖神代字街道南100番地の20	角館低温	仙北市角館町小勝田下村15番地	1
		西明寺	仙北市西木町門屋字六本杉88番地	1
		神代生田	仙北市田沢湖神代字街道南34番地の1	1
		手倉野	仙北市田沢湖生保内字小杉沢口68番地の3	1
		田沢湖CE	仙北市田沢湖神代字街道北496番地	1
		たざわこ地そば振興組合	秋田県仙北市田沢湖生保内字中宿72番地	1
美郷町営農センター	仙北郡美郷町土崎字上野乙1番地の10	仙南常温	仙北郡美郷町上深井字耳取136番地の1	1
		仙南低温	仙北郡美郷町上深井字耳取152	1
		仙南CE	仙北郡美郷町天神堂字木原203番地の1	1
		六郷	仙北郡美郷町六郷字住環南13番地	1
		六郷CE	仙北郡美郷町六郷字米清水73番地の1	1
総合本部	大仙市佐野町5番5号	おばこRT	大仙市四ツ屋字切上10番地	1
		大仙物流	大仙市豊川字美濃川36番18号	1
		大仙物流2	大仙市豊川字美濃川2番	1

※ 検査場所毎に検査員の配置人員を記入する。

別 紙 3 - 1

検査格付結果通知票

伝票番号

検査請求年月日：		年産：	検査請求区分：																											
検査年月日：		生産者：																												
流通区分：		種類：	出荷業者等：																											
産地：	検査場所：		市町村・集落：																											
検査請求数量：			包装量目：																											
伝票区分：		検査方法：		手続区分：																										
検査区分：		引渡区分：		表示区分：																										
地区区分：		買入区分：		品質区分：																										
区分 1		区分 2		区分 3																										
区分 4		区分 5		区分 6																										
区分 7																														
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">品 種 名</th> <th style="width:10%;">類</th> <th style="width:10%;">等</th> <th style="width:10%;">級</th> <th style="width:10%;">数</th> <th style="width:10%;">量</th> <th style="width:10%;">単</th> <th style="width:10%;">価</th> <th style="width:10%;">金</th> <th style="width:10%;">額</th> <th style="width:10%;">格付理由</th> <th style="width:10%;">水</th> <th style="width:10%;">分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="13" style="height: 150px; vertical-align: bottom; text-align: center;">計</td> </tr> </tbody> </table>					品 種 名	類	等	級	数	量	単	価	金	額	格付理由	水	分	計												
品 種 名	類	等	級	数	量	単	価	金	額	格付理由	水	分																		
計																														
皆掛： 風袋： 正味：			運賃区分																											
年 月 日			検査機関：秋田おぼこ農業協同組合																											
殿			検査員名：																											

別 紙 3-2

〒 利用者 様

年産大豆
検査格付結果通知票

秋田おぼこ農業協同組合
営農経済部 米穀課
T E L 0187-86-0884

検査日	年 月 日	明細書 No.	
検査場所		支店名	
品 種 名		集 落 名	
包 装		生産者コード	
検査請求数量		振 込 日	年 月 日
水 分		起 算 日	年 月 日
皆掛重量		振替口座番号	

等 級	粒 別				数量計	格 付 理 由
	大 粒	中 粒	小 粒	極小粒		
1 等						
2 等						
3 等						
合 格						
小 計						
格 外						
合 計						
出荷契約数量計 (袋/30kg換算)			委託申込数量計 (袋/30kg換算)		前回までの検査数量計 (袋/30kg換算)	

控 除 項 目	控 除 金 額
合 計 (内消費税額)	

概 算 金 額	(A)
控除合計(税込)	(B)
差引支払金額	(A)-(B)
検査員氏名	

別 紙 3 - 3

住 所 _____

氏 名 _____

No. _____

年産小麦検査格付結果通知票

検査請求年月日	年 月 日		検査年月日				
検査請求者集落			検査請求者氏名				
産地	種類	普通小麦	出荷業者名	秋田おぼこ農業協同組合			
検査場所			包装・量目：紙袋				
品 種 名	等 級	数 量	単 価	金 額	格付理由	水 分	容積重
			検査機関	秋田おぼこ農業協同組合			
			検査員名				
年 月 日							
			殿				

別 紙 3 - 4

住 所 _____

氏 名 _____

No. _____

年産そば検査格付結果通知票

検査請求年月日	年 月 日		検査年月日				
検査請求者集落			検査請求者氏名				
産地	種類	普通そば	出荷業者名	秋田おぼこ農業協同組合			
検査場所			包装・量目：紙袋				
品 種 名	等 級	数 量	単 価	金 額	格付理由	水 分	容積重
<p style="text-align: right;">検査機関 秋田おぼこ農業協同組合</p> <p style="text-align: right;">検査員名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p>							

別紙 4

検査手数料額

秋田おぼこ農業協同組合

種類	量目	単位	金額	備考
国内産 もみ	20kgを超え45kg以下	1包装につき	50円	金額は平成29年産以前は消費税込 金額は平成30年産以降は消費税抜
	20kg以下	1包装につき	25円	金額は平成29年産以前は消費税込 金額は平成30年産以降は消費税抜
	上記以外のもの	660kg当たり	825円	金額は平成29年産以前は消費税込 金額は平成30年産以降は消費税抜
国内産 玄米	30kgを超え60kg以下	1包装につき	50円	金額は平成29年産以前は消費税込 金額は平成30年産以降は消費税抜
	30kg以下	1包装につき	25円	金額は平成29年産以前は消費税込 金額は平成30年産以降は消費税抜
	上記以外のもの	1,020kg当たり	850円	金額は平成29年産以前は消費税込 金額は平成30年産以降は消費税抜
国内産 麦	30kgを超え60kg以下	1包装につき	30円	金額は平成29年産以前は消費税込 金額は平成30年産以降は消費税抜
	30kg以下	1包装につき	15円	金額は平成29年産以前は消費税込 金額は平成30年産以降は消費税抜
	上記以外のもの	1,020kg当たり	510円	金額は平成29年産以前は消費税込 金額は平成30年産以降は消費税抜
国内産 大豆	30kgを超え60kg以下	1包装につき	40円	金額は平成29年産以前は消費税込 金額は平成30年産以降は消費税抜
	30kg以下	1包装につき	20円	金額は平成29年産以前は消費税込 金額は平成30年産以降は消費税抜
	上記以外のもの	1トン当たり	630円	金額は平成29年産以前は消費税込 金額は平成30年産以降は消費税抜
国内産 そば	22.5kgを超え45kg以下	1包装につき	20円	金額は平成29年産以前は消費税込 金額は平成30年産以降は消費税抜
	22.5kg以下	1包装につき	10円	金額は平成29年産以前は消費税込 金額は平成30年産以降は消費税抜
	上記以外のもの	1トン当たり	420円	金額は平成29年産以前は消費税込 金額は平成30年産以降は消費税抜

※ 1円未満の端数があるときは、切捨とする。

※ 飼料用玄米及び米粉用米の検査数量が、1kgの場合に限り、検査手数料を1円（税抜）とする。

※ 国内産玄米について、量目に満たない「端量」については、包装されていないものとして扱い、以下の計算式で検査手数料を算出する。

$$(\text{検査数量kg}) \div 60 \times 50 (\text{1俵当たり検査手数料}) = \text{検査手数料}$$

別紙様式

検 査 請 求 書

受付	年 月 日
	第 号

1. 検査を受けようとする農産物

種 類	生産年度	銘 柄	包装又は容器の種類	量目	数量	検 査 手数料額	備 考
検 査 手 数 料 の 合 計 額						円	

2. 希望受検場所

3. 希望受検期日 年 月 日

上記により、農産物検査法第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）を受けたいので請求します。

年 月 日

検査請求者
住 所
氏名又は名称

印

登録検査機関

殿

別紙様式

検 査 請 求 書

受付	年 月 日
	第 号

1. 検査を受けようとする農産物

種 類	生 産 年 度	銘 柄	包 装 又 は 容 器 の 種 類	量 目	数 量	検 査 手 数 料 額	備 考
検 査 手 数 料 の 合 計 額						円	

2. 希望受検場所

3. 希望受検期日 年 月 日
 上記により、農産物検査法第6条の品位等検査（麦の品位等検査）を受けたいので請求します。

年 月 日

検査請求者
 住 所
 氏名又は名称

印

登録検査機関

殿

別紙様式

検査請求書

受付	年 月 日
	第 号

1. 検査を受けようとする農産物

種類	生産年度	銘柄	包装又は容器の種類	量目	数量	検査手数料額	備考
検査手数料の合計額						円	

2. 希望受検場所

3. 希望受検期日 年 月 日

上記により、農産物検査法第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）を受けたいので請求します。

年 月 日

検査請求者
住 所
氏名又は名称

印

登録検査機関

殿

別紙様式

検 査 請 求 書

受付	年 月 日
	第 号

1. 検査を受けようとする農産物

種 類	生産 年度	銘 柄	包 装 又 は 容 器 の 種 類	量 目	数 量	検 査 手 数 料 額	備 考
検 査 手 数 料 の 合 計 額						円	

2. 希望受検場所
3. 希望受検期日

年 月 日

上記により、農産物検査法

第 5 条 第 1 項 の 品 位 等 検 査
 (検 査 を 受 け て い な い 米 穀 の 品 位 等 検 査)
 第 5 条 第 2 項 の 品 位 等 検 査 (期 間 経 過 米 検 査)

年 月 日

検査請求者
住 所
氏名又は名称

印

登録検査機関 殿

フレコン用封緘紙サイズ



